

中津川市 全域

令和6年度

## 【地域の概要】

- 中津川市は岐阜県の南東部、長野県境に位置する人口7万5千人あまりの市で、市の総面積の8割が山林である。南北に約50kmと細長い形状をしており、市の南部を東西に流れる木曾川に北から付知川が注いでいる。
- 主な作物は、水稻、トマト、ナス、イチゴ、クリなどで、中津川市北部を中心に畜産業も盛んである。
- 市内の認定農業者120団体のうち38団体が法人で、集落営農は10組織が認定を受けている。
- 農業委員18名、推進委員33名の計51名で活動しており、市内13地区で地域計画を策定している。（R7年3月策定済み）

## ①取組開始前の状況や課題

## 遊休農地の発生状況

- 中山間地、山間地に農地が点在しており、また、不在地主の増加に伴い、遊休農地化が進んでいる。  
（1号遊休農地：R5(18.4ha)→R6(19.1ha) 0.7ha↑）
- 毎年、8月～9月にかけて利用状況調査を実施しているが、未整備の狭小農地が多く、現地確認が難航している。

## 農地パトロールの実施状況

- 令和4年度から、農地パトロールの強化をスローガンに掲げ、毎月10日の活動目標に向けて取り組みを進めている。
- 農地法第3条、第4条、第5条の申請時だけでなく、申請後の状況確認も適宜実施するように農業委員、推進委員に依頼している。

## ②取組内容

## 農地パトロールの強化（通年）

- 毎週、水曜日と土曜日を農地パトロールの日（水土保持の日）に位置付けパトロールを強化。
- 農地法第3条許可地の営農状況や、営農型発電施設の下部の営農状況の確認など、目的意識を持ったパトロールを実施。
- パトロール中に農地の異常等を発見した場合、事務局と情報共有して調査、対応に当たる。
- 農地パトロールにはタブレットを持参し、必要に応じて現地写真を撮るなど記録を残す。

## 農地の保安全管理のお願いの発送（通年）

- 管理不十分農地や遊休農地について、周辺農地への影響が大きい圃場の所有者に対し、病害虫の発生防止や有害鳥獣の定着防止、防火、防犯の観点から、管理を促すお願い文書を発送。



農地パトロールの様子

## ③今後の展開と方向性

## 農地パトロール強化の継続

- 農地パトロールを強化したことにより、農地の異常を早期に発見できており、違反転用の未然防止や遊休農地の常態化の防止に役立っているため、今後も農業委員、推進委員によるパトロールの強化を継続していく。